

政治資金監査に関するQ & Aの追加について

○ 平成30年7月豪雨による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

(趣旨)

平成30年7月豪雨による災害により会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合における収支報告書の提出等の取扱いに関して、総務省自治行政局選挙部政治資金課より通知（「収支報告書の提出等について」（平成30年7月17日付け総行資第148号））が発出されたことから、この場合における政治資金監査報告書の記載方法について、以下のとおり政治資金監査に関するQ & Aを追加し、登録政治資金監査人等へ示すこととしたもの。

【追加したQ & A】

VII-13 平成30年7月豪雨による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法	
Q	平成30年7月豪雨による災害により、政治団体が会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は振込明細書のうち、その一部を滅失し、収支報告書には会計責任者が事実を確認できる支出のみが記載され、収支報告書に記載されていない支出がある場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。
A	<p>「平成30年7月豪雨による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できるものについてのみ記載することとする。この場合において、いわゆる罹災証明書の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。」という通知が政治資金課から出されたところです。</p> <p>国会議員関係政治団体の支出のうち、平成30年7月豪雨による災害により会計責任者においてその事実を確認することができず、収支報告書に記載されていない支出がある場合には、政治資金監査報告書において、「VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例（3）」の別記に記載することが適当です。</p> <p>なお、別記の記載例は下記のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(別記) 会計責任者が、収支報告書に記載されていないとしている支出。</p> </div>

総行資第148号
平成30年7月17日

関係選挙管理委員会書記長 様

総務省選挙部政治資金課長
(公 印 省 略)

収支報告書の提出等について（通知）

「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成30年7月14日閣議決定され、同日付で公布・施行されました。

当該政令により、履行期限のある法令上の義務が、本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、平成30年9月28日までに履行された場合は、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされておりますので、標記の件について、適切に取り扱われるようご注意ください。

あわせて、平成30年7月豪雨による災害を考慮して、会計帳簿等関係書類が滅失等した場合について、下記のとおり取り扱われるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

平成30年7月豪雨による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できるものについてのみ記載することとする。

この場合において、いわゆる罹災証明書の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。

また、収支報告書の要旨の公表については、関係書類滅失等のため記載できない旨を併せて告示すること。

担当者 政治資金課 服部
TEL 03-5253-5578
FAX 03-5253-5583
E-mail:h.hattori@soumu.go.jp

- 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）（抄）

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

- 2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。